

# 松田町 A I オンデマンド交通実証実験運行計画

## 1 運行の背景・目的

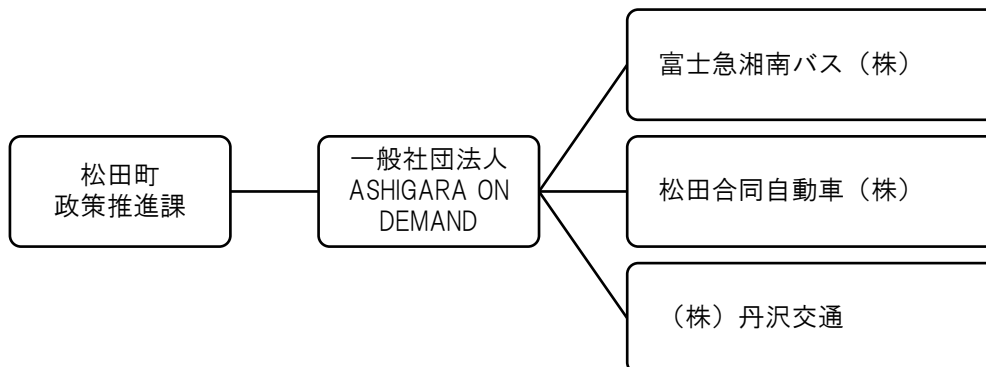
松田町の人口は平成7年をピークに減少に転じ、令和2年国勢調査では10,836人、65歳以上の高齢化率は34.1%となっており、人口減少や少子高齢化などの影響により、地域にとって大切な地域公共交通の維持・確保が厳しい状況に置かれている。また、それに伴い、路線バスの利用者も減少傾向にある。

そうした状況において、地域内にA I オンデマンド交通システムを導入することで、既存の公共交通サービスが行き届かなかった地域・時間帯における公共交通を確保し、町内のどこでも、誰もが安心して利用できる公共交通網を形成する。

そのことにより、松田町地域公共交通計画に掲げる「誰もが“笑顔”で行きたい所へ行けるまち 松田」の実現を図るものである。

## 2 運行体制

町から、一般社団法人ASHIGARA ON DEMANDへ実証実験の実施の委託を行い、同社団より、町内の3社の交通事業者へ運行委託を行うことを予定。



### 3 運行計画

実施期間	令和5年10月1日～令和8年9月30日
運行形態	富士急湘南バス、丹沢交通 ▶ 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業 (道路運送法施行規則第3条の3の区域運行) 松田合同自動車 ▶ 道路運送法第21条による乗合運送許可(区域運行)
運行経路	利用者の予約に基づきオンデマンド配車システムにより自動生成された経路を運行

運行区域	松田町全域及び大井町の一部区域
ミーティングポイント (乗降地点) ※1	町内 222 箇所程度 大井町 31 箇所程度 ※上記以外の場所では乗降りできない。
運行日	運休日を除く毎日 運休日：年末年始(12/29～1/3) ※その他、災害時などやむを得ない理由のある日は運行中止
運行時間帯	午前6時30分～午後10時00分
運行車両	ワンボックス車両(乗車定員8名(運転手のぞく))4台 ※時間帯により運行台数は変動 ※車両総重量5t以下であって乗車定員23人以下の自動車につき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」における移動等円滑化基準の適用除外がされた自動車を導入。
対象者	制限を設けない
予約方法	事前にアプリまたは電話にて予約。 予約・取消の受付は、乗車日の7日前から乗車直前まで可能。 電話予約(専用電話0120-616-101)の受付は、 オペレーター対応 午前8時30分～午後6時00分(予定) 自動応答 午前6時30分～午後10時00分(予定)
運賃	料金表のとおり

料金表

料金体系	対象者	使用回数	金額（税込）	【参考】 一日あたりの 料金に換算すると
会員制 定期券 (月額)	同一世帯員全員	無制限	1ヶ月／ 6,000円	200円
			3ヶ月／17,100円	
			6ヶ月／32,400円	
	1名（小学生以上）	無制限	1ヶ月／ 4,500円	150円
			3ヶ月／12,825円	
			6ヶ月／24,300円	
	1名（小学生以上）	30回	1ヶ月／ 3,000円	100円
			3ヶ月／ 8,550円	
			6ヶ月／16,200円	
	1名（65歳以上）	無制限	1ヶ月／ 3,000円	100円
			3ヶ月／ 8,550円	
			6ヶ月／16,200円	
非会員制 乗車券	非会員（大人）	1回 (片道)	300円	
	非会員（小学生）	1回 (片道)	100円	
	非会員（未就学児）	1回 (片道)	0円	
	障がい者	1回 (片道)	100円	
	介護者 (障がい者1名につき1人まで)	1回 (片道)	100円	

※1 乗降地点は次の考え方で設定。

①既存の路線バスのバス停に設定→②目的地と想定した施設（商業施設、病院・クリニック等）等に設定  
→③その他、町内100～200m圏内に1か所設定

#### 4 地域公共交通会議における議決事項

##### (1) 理由

地域内にA I オンデマンド交通システムを導入することで、既存の公共交通サービスが行き届かなかった地域・時間帯における公共交通を確保し、町内のどこでも、誰もが安心して利用できる公共交通網を形成する。

##### (2) 議決事項

- ①運行の態様：区域運行
- ②区域設定：松田町全域及び大井町の一部区域
- ③運賃申請：協議運賃
- ④使用車両：ワンボックス車両（乗車定員（運転手除く8名））を使用
- ⑤実証運行期間：運行開始日（令和5年10月予定）から令和8年9月
- ⑥高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律における移動等円滑化基準の適用除外がされた自動車の導入

【参考】議決の根拠法令等（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

- ①運行の態様
- ②区域の設定（区域運行の実施に係る弾力化）  
→協議を整えることにより、大字・地区単位での運行可能。
- ③運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）  
→協議を整えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。
- ④使用車両（使用する車両の弾力化）
- ⑤車両台数（最低車両数の弾力化）  
→営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用3両＋予備1両）を運行車両数1台、予備車両数1台での運行とする
- ⑥移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領